中国産冷凍ほうれん草の残留農薬問題の経緯

日 付	動向		
2002年3月16日	民間団体が、中国産冷凍ほうれん草から 基準値を超えるクロルピリホスを検出した と報道。		
3月20日	日本検疫所でモニタリング検査開始		
4月22日	違反発見により検査の対象を全届出に。		
4月26日	検査数を2倍に強化(6月4日に4倍、6月14 日に8倍に強化)		
5月14日	中国政府に原因調査を要請(21日に再び 要請)		
5月20日	ディルドリンの基準違反発見。中国大使館 に原因調査報告を要請。		
6月1日	法違反に係る輸入者名の公表開始		
6月4日	中国政府に対策が不十分なほうれん草の輸出自粛要請		
6月9~14日	厚労省担当官を中国へ派遣		
7月1日	来日した質検総局担当官に、厚生労働省 より、違反が継続していることを伝え、善処 を求め、試験方法、輸出前検査データ等の 提出を求める。		
7月9日	自民党より厚生労働大臣宛「中国産冷凍 ほうれん草問題への対応に係る要請」		
7月10日	輸入業者に輸入自粛指導		

	<i>,</i>			
日 付	動 向			
7月19日	衆議院厚生労働委員会「食品衛生法の 改正」提案			
7月22日	第1回局長級会議(北京)			
7月31日	参議院本会議にて改正法案可決・成立			
8月26日	検査命令の実施			
9 月 7日	改正食品衛生法施行			
9月27日	質検総局より厚生労働省へ書簡が到着			
10月8~9日	局長級協議(東京)			
2003年2月26日	輸入自粛解除			
5月20日	自粛解除後に違反発見(2件)			
5月29日	違反発見(3件目)			
7月31日	違反発見(4件目)			
11月4日	局長級協議(東京)			
2004年2月12日	局長級協議(東京)			
3月29~4月3日	現地調査実施			
5月14日、29日	2件違反、1件違反			
6月17日	輸入自粛一部解除(指定 <mark>27工場</mark> のみ)			
7月31日	1件違反			
2005年8月10日	輸入自粛解除に <mark>18工場</mark> を追加			

(厚生労働省ホームページより)

中国の食品安全関連行政組織

国家質量監督検験検疫総局(質検総局) 国家食品薬品監督管理局 国家工商行政管理総局、 衛生部、農業部、税関総局、 公安部、鉄道交通管理部、環境局

中国国内の安全対策

中国の残留基準値設定農薬抜粋

検出不可

食用油 (アルジカルブ、ジクロルボス、ジメトエート、

フェニトロチオン、マラチオン、ホレート)

西瓜・蔬菜 (パラチオン、ホレート、マラチオン)

低濃度規制

- 0.005ppm 甘藷・柑橘(カズサホス)
- 0.01ppm 食用油(フェンチオン)、牛乳・乳製品(リンデン)

中華人民共和国食品衛生法第9条より抜粋

無公害食品行動計画

国務院2001年4月制定、農業部4つの政策実施

- ①農産品質量安全法(2006.11施行)を制定し、18農薬の禁止と9農薬の使用制限実施
- ②農産物の安全に関する監視・監督強化
- ③無公害食品生産支援と加工・流通への政策的支援
- ④北京市、天津市、上海市、深せん市で無公害食品生産 支援を実施し周辺への拡大を図る

無公害食品白菜蔬菜基準

農薬検出指標

BHC	≤ 0.2	phoxim	≤ 0.05	carbendazin	$1 \leq 0.5$
DDT	≤ 0.1	dichlorvos	≤ 0.2	chlorothaloni	il ≦1
Malathion	ND	cypermethrin	≦ 1	As	≤0.5
Dimethoate	≦ 1	deltamethrin	≦ 0,5	Pb	≦ 0.2
Acephate	≤ 0.2	fenvalerate	≤ 0.5	Hg	≦ 0.01
Fenitrothion	≤ 0.5	cyhalothrin	≤ 0.2	Cd	≤ 0.05
Chlorpyrifos	≦ 1	pirimicarb	≦ 1	F	≤ 0.5
trichlorfon	≤ 0.1	chlorbenzuror	n ≦ 3	亜硝酸塩	≦ 4

有機食品

農業用化学物質不使用 民間主体

緑色食品

農業用化学物質減使用 民間主体

無公害食品

禁止化学物質不使用 政府主導

高毒性有機リン農薬の三段階規制

(中華人民共和国農業部公告第322号 2004.2.12)

人民の安全と健康、環境保全、市場競争力高揚等のため、 高毒性5農薬 (メタミドホス、パラチオン、パラチオンメチル、 モノクロトホス、フォスファミドン)の農業上の使用を段階的 に規制する。

2004年1月 製剤登録抹消

2005年1月 原体製造業社の保有する製剤の使用を綿花、

水稲、とうもろこし、小麦の4作物に限定

2007年1月 使用を全面禁止 (輸出用原体製造を除く)

中華人民共和国農産品質量安全法

(農産物品質安全法)

中華人民共和国主席令第49号(2006年4月29日公布、11月1日施行)

第1章 総則

- ・農産品の品質の安全、公衆の健康維持、農業・農村の経済の発展のために本法 を定め、農業部が主管する
- ・本法の農産品とは「初級農産品」であり、農作業により得られる植物、動物、微生物・微生物産物をさし、人の健康と安全を保障するために制定する

第2章 農產品質量安全標準

強制的技術標準(化学物質・毒物・微生物汚染等不適合品の販売禁止)

第3章 農産品産地

大気・水・土壌・廃棄物・薬物・資材等による汚染指定地域の農産物生産禁止

第4章 農產品生產 (農業資材関連法規充実・関連知識教育指導強化、生産記録等)

第5章 **農產品包装·表示** (偽装表示禁止、生産者·産地·保障期間·等級等表示)

第6章 **監督検査** (有害物質汚染・基準値違反品販売禁止、安全情報の公開等)

第7章 法律責任 (違法行為責任追及、販売免許停止、罰金2千元~2万元、

第8章 付則





Τ7